

●香川県告示第119号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2条の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成29年3月28日から同年4月18日まで一般の縦覧に供する。

平成29年3月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 大串志度線（135号）
- 3 道路の区域

変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
前	さぬき市鴨庄字西奥谷3873番 2地先から さぬき市鴨庄字小方4716番8 地先まで	10.7～34.0	125	道路改良工事によるバイパスの建設
後	さぬき市鴨庄字西奥谷3871番 1地先から さぬき市鴨庄字小方4716番8 地先まで	6.8～27.5	80	

- 4 供用開始の期日 平成29年3月28日